

## 愛知県地球温暖化防止活動推進員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第23条に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (身分)

第2条 推進員は、ボランティアとして活動を行うものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の身分を持つものではない。

### (業務内容)

第3条 推進員は、国、地方公共団体、地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）及び地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）と連携し、又はこれらの団体からの支援を受け、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 地球温暖化問題の住民への啓発
- 二 地球温暖化防止活動に関する情報の住民への提供
- 三 温室効果ガスの排出の抑制等のための調査並びに指導及び助言
- 四 国及び地方公共団体が行う地球温暖化防止施策への協力
- 五 センター、地域協議会及び各種団体が行う地球温暖化防止施策への協力
- 六 地域協議会の活動への参加

### (推進員の要件等)

第4条 推進員の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 県内在住もしくは在勤であること。
- 二 年齢満20歳以上であること。
- 三 地球温暖化防止活動に熱意と識見を有し、地球温暖化問題に関して指導及び助言ができること。
- 2 推進員は、別に指定する推進員の養成のための講習会を受講しなければならない。ただし、技術士（環境）、環境計量士、エネルギー管理士若しくは環境省の環境カウンセラーとして登録されている者又はその他知事が特別に認める者は、この限りでない。

### (委嘱)

第5条 知事は、前条第1項各号に掲げる事項を満たす者を委嘱するものとする。  
2 推進員の委嘱期間は3年とし、再度更新することができる。

### (委嘱簿の公表)

第6条 知事は、氏名その他別に定める事項について委嘱簿を作成し、広く一般に公表するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 推進員の報酬は、無報酬とする。ただし、推進員が、第3条各号に掲げる業務を行うにあたり、県の依頼に応じ旅行する場合には、旅費を支給するものとする。

2 推進員の旅費は、一般職相当として、職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)の規定を準用するものとする。

(委嘱の取り消し)

第8条 知事は、推進員が次の各号のいずれかに該当する場合、その委嘱を取り消すことができる。

- 一 活動を行っていないと認められるとき。
- 二 止むを得ない事由により、活動を行うことができなくなったとき。
- 三 第4条第1項各号に掲げる推進員の要件を満たさなくなったとき。

(変更の届出)

第9条 推進員は、氏名、住所その他別に定める事項に変更が生じたときは、速やかに、知事に届け出るものとする。

(活動報告書の提出)

第10条 推進員は、年間の活動状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

(庶務)

第11条 推進員に係る庶務は、環境部大気環境課地球温暖化対策室が行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。